

対象と補助額を
拡充しました

インフルエンザ予防接種費用の補助

小学生1人目…増額、中学生・妊婦…新設



市では、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行を回避するため、現在実施しているインフルエンザ予防接種の支援制度を拡充。小学生の補助額を増額したほか、新たに中学生と妊婦を対象に、インフルエンザ予防接種費用を補助します。

①子どもインフルエンザ予防接種

小学生(1人目の補助額を1,000円から3,000円に増額)

- 対象 市内に住所がある平成20年4月2日～平成26年4月1日生まれの小学生
 - 接種回数 2回(1回目の接種終了後、2～4週間空けて2回目を接種)
 - 補助額 1回当たり3,000円
 - 申請期限 12月11日(金)
 - 申請方法 小学校を通じて配布する申請書に必要事項を記入の上、右下に記載している申請窓口に持参または健康づくり課へ郵送
- ※未就学児、2人目以降の小学生、生活保護世帯の場合の補助額(3,000円)は変更ありません

中学生(新設)

- 対象 市内に住所がある平成17年4月2日～平成20年4月1日生まれの中学生
 - 接種回数 1回
 - 補助額 3,000円
- ※対象者には、中学校を通じて予診票を配布しています

②妊婦インフルエンザ予防接種(新設)

- 対象 市内に住所があり、10月1日以降

- に出産を予定している人
 - 接種回数 1回
 - 補助額 3,000円
- ※対象者には、予診票を郵送しています

①②共通

- 接種期限 12月31日(木)
 - 接種場所 市内の指定医療機関
- ※指定医療機関以外でも接種可能ですが、手続きが必要です。詳しくは健康づくり課までお問い合わせください

本制度開始前に予防接種を受けた人は、10月1日までさかのぼり予防接種費用を補助します。

- 小学生…対象者には、11月下旬までに請求書類を市から送付します
- 中学生・妊婦…予診票に同封している案内をご確認ください

【問い合わせ・申請】健康づくり課(〒025-0055 南万丁目970-5 ☎23-3121)、各総合支所健康づくり窓口(大迫☎41-3128、石鳥谷☎41-3448、東和☎41-6518)

70歳以上を対象に配布した「はなまき小判」を受け取っていない人へ

市では、70歳以上の市民を対象に花巻商工会議所が発行するはなまき小判(地域商品券2,000円分)を、簡易書留で郵送しました。

まだ受け取りが確認できていない対象者には、11月6日以降、花巻商工会議所から受け取り案内を順次発送します。内容をご確認の上、受け取りをお願いします。

■受取日時 11月9日(月)～30日(月)、午前9時～午後5時

※土・日曜日、祝日を除く

- 受取場所 花巻商工会議所本所または各支所
- ※各支所で受け取りを希望する場合は、花巻商工会議所本所へ事前にご連絡をお願いします
- 利用可能店舗 364店舗(10月23日現在)

【問い合わせ】

- 配布に関すること…花巻商工会議所(☎23-3381)
- 事業に関すること…本館商工労政課(☎41-3539)

1袋当たり
107円を支給

花巻米生産緊急支援事業

主食用米の出荷経費相当額を支援します



市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年産米価の下落が見込まれる市内主食用米生産農家を支援するため、農業経営体を対象に出荷経費相当額を支援します。

- 対象 JAいわて花巻などの認定方針作成者に参画し、主食用米を生産している市内の農業経営体
- ※認定方針作成者…米穀の生産調整に関する方針を作成し、農林水産大臣の認定を受けたコメの生産出荷団体(JAいわて花巻、株式会社渡嘉商店、関庄糧穀株式会社、有限会社すぐね、有限会社板垣農場)

- 補助対象経費 12月31日までに販売用として登録検査機関が検査した主食用米の出荷に要する検査手数料および紙袋経費相当額

- 補助額 検査米1袋(30㍑)当たり107円

■申請方法

- 認定方針作成者…農業経営体から提出のあった内容を取りまとめ、市に申請書類を提出
- 農業経営体…▶参画している認定方針作成者で検査を受けたコメの場合は、申請不要▶参画している認定方針作成者以外で検査を受けたコメの場合は、認定方針作成者に対し検査格付結果通知を提出

※農業経営体は、市に直接補助金申請をする必要はありません

【問い合わせ】農政課(☎23-1400)

世帯人数に
応じて支援

収入が減少し生活が困窮している人が対象 国の住居確保給付金



新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少し住居を喪失または喪失する恐れがある人を対象に、住居確保給付金を支給しています。

- 対象 次の要件を全て満たす人
- ▶離職などにより経済的に困窮し、住居を喪失または喪失する恐れがある人▶主な生計維持者が離職・廃業後2年以内または個人の責任・都合によらず給与などを得る機会が離職・廃業と同程度まで減少している人▶申請日の属する月の世帯収入合計額が一定の額以下であること(世帯人数によって基準額が異なります)▶申請日における世帯預貯金合計額が一定の額以下であること(世帯人数によって基準額が異なります)▶誠実かつ熱心に求職活動を行っている人▶世帯構成員全員が国の雇用施策による給付などを受けていないこと▶世帯構成員全員が暴力

団員でないこと

- 支給上限額 ▶単身世帯…31,000円▶2人世帯…37,000円▶3～5人世帯…40,000円▶6人世帯…43,000円▶7人以上世帯…48,000円

- 支給期間 3カ月間

※一定の条件により、最大6カ月間延長できます

- 支給方法 原則、建物賃貸借契約を締結している賃貸人などに対し支給(代理納付)

*申込方法など、詳しくは下記へお問い合わせください

【問い合わせ】花巻市社会福祉協議会総合相談室(市役所新館1階☎22-6708)